

## 船橋市防犯カメラ設置費補助金の交付に関する要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、犯罪のないまちづくりを推進するため、自主防犯活動の補完として防犯カメラを設置する地域団体に対し、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、防犯カメラ設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域団体 市内の町会・自治会及び商店会並びにこれらに準ずる団体（町会、自治会、商店会等の一定地域の住民により構成されているもの）をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として、特定の場所に継続的に設置されるカメラで、画像記録装置その他関連機器で構成されるものをいう。

### (交付の要件)

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、自主防犯活動の補完として防犯カメラを新たに購入し、設置する地域団体であって、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 自主防犯パトロール隊が組織されていて、地域における継続的な自主防犯活動の実績があること、かつ、今後の活動が見込まれること。
- (2) 別に定める船橋市防犯カメラ設置及び運用基準（平成17年11月22日施行。以下「基準」という。）を遵守すること。
- (3) 防犯カメラの設置は、補助金の交付申請を行おうとする年度に着手し、当該年度内に完了できるものであること。
- (4) 防犯カメラの設置に対し、他の法令等により、国、県又は市から同種の補助金の交付を受けていないこと。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が自主防犯活動の補完として新たに防犯カメラを設置、購入に係る経費のうち保守管理費、維持管理費等を除く、次に掲げる費用とする。

- (1) 防犯カメラの購入費
- (2) 防犯カメラ設置表示板等の購入費
- (3) 防犯カメラの設置工事費（既存設備の撤去又は移設に要する経費、土地の造成、土地又は建物等の使用若しくは取得に要する経費は除く。）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるもの

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じた額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)と、補助対象となるカメラの台数に20万円を乗じた額のいずれか低い額とする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする地域団体の代表者(以下「申請者」という。)は、補助金の交付を申請する年度の前年度の9月末日までに、船橋市防犯カメラ設置費補助事業協議書(第1号様式)に必要書類を添えて市長に提出し、設置場所、設置時期、撮影範囲等について、事前協議を行わなければならない。ただし、市長が特に必要があると認める場合にあってはこの限りではない。

2 市長は、事前協議が終了したときは、船橋市防犯カメラ設置費補助事業協議結果通知書(第2号様式)により当該申請者に通知する。

3 申請者は、事前協議終了後、やむを得ずその内容に変更等が生じたときは速やかにその内容を市長に報告し、必要により再度協議を行うものとする。

(事業の開始)

第7条 市長は、前条の規定による事前協議が終了したときは、補助金の交付予定年度内に、補助金の交付可否の見込みについて船橋市防犯カメラ設置費補助金交付可否見込通知書(第3号様式)により当該申請者に通知する。

2 前項の規定による補助金の交付見込通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知を受けた日以降に補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)を開始しなければならない。

(交付申請及び実績報告)

第8条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は第7条の規定による通知を受けた年度終了の日のいずれか早い日までに、船橋市防犯カメラ設置費補助金交付申請書兼実績報告書(第4号様式)に必要書類を添えて、市長に申請及び報告しなければならない。

(審査及び決定通知)

第9条 市長は、前条の規定による申請及び報告があったときは、その内容を審査し、必要により現地調査を行った上で、補助金の額を決定し、その旨を船橋市防犯カメラ設置費補助金交付可否決定通知書(第5号様式)により当該補助事業者に通知する。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、補助事業者が偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、補助金を交付する旨の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第11条 補助事業者(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による免税事業者を除く。)は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対

象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、同法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じた金額との合計額に補助金の額を補助対象経費で除した率を乗じた金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。)が確定した場合(消費税仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、船橋市防犯カメラ設置費補助金消費税仕入控除税額報告書(第6号様式)により、補助事業が完了した日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。

(関係書類の整備)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を整理し、かつ、これらの書類を補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後10年間整備しておかなければならない。

(報告)

第13条 補助事業者は、市長から要求があったときは、防犯カメラの維持管理や自主防犯活動の状況等について、市長に報告しなければならない。

(維持管理)

第14条 補助事業者は、設置した防犯カメラについて、適切に維持管理しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市防犯カメラ設置費補助金の交付に関する要綱の規定は、令和4年度以後の年度分の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式

船橋市防犯カメラ設置費補助事業協議書

年 月 日

船橋市長あて

所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

年度において、防犯カメラ設置費補助事業を実施したいので、船橋市防犯カメラ設置費補助金の交付に関する要綱第6条第1項の規定により、下記の添付書類を添えて提出します。

記

- (1) 防犯カメラ設置事業計画書
- (2) 地域団体の規約等
- (3) 地域団体の役員名簿
- (4) 自主防犯パトロール隊の継続的な活動実績があることが確認できる資料
- (5) 防犯カメラ設置及び運用規程（案）
- (6) 防犯カメラの配置及び概ねの撮影範囲がわかる平面図
- (7) 防犯カメラの設置箇所の現況写真
- (8) 防犯カメラ設置費見積書
- (9) 防犯カメラの仕様書
- (10) その他市長が必要があると認める書類

第2号様式

船橋市防犯カメラ設置費補助事業協議結果通知書

第 号  
年 月 日

所在地  
名称  
代表者氏名

様

船橋市長

船橋市防犯カメラ設置費補助金の交付に関する要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり協議の結果を通知します。

記

- 1 事前協議実施日 年 月 日
- 2 協議の結果

第3号様式

船橋市防犯カメラ設置費補助金交付可否見込通知書

第 号  
年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

様

船橋市長

年 月 日付けで協議完了となった防犯カメラ設置費補助事業について、船橋市防犯カメラ設置費補助金の交付に関する要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり補助金の交付可否の見込みについて通知します。

記

1 交付する見込みである。

(1) 交付見込額

円

(2) 交付の条件

2 交付しない見込みである。

理由

第4号様式

船橋市防犯カメラ設置費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

船橋市長あて

所在地  
名称  
代表者氏名  
電話番号

年 月 日付け 号により交付見込みの通知を受けた事業が完了したため、下記のとおり申請及び報告します。

記

- 1 交付申請額 円  
事業着手日 年 月 日  
事業完了日 年 月 日
- 2 消費税の適用に関する事項  
 免税事業者である  
 免税事業者でない
- 3 添付書類
  - (1) 防犯カメラ配置図及び防犯カメラ設置後の現場写真（ポール又は電柱等を含むカメラ本体の写真及び撮影している旨及び設置者が表示されていることがわかる写真）
  - (2) 設置した防犯カメラにより撮影された画像
  - (3) 補助対象経費に係る費用を支払ったことを証する書類及びその内訳書
  - (4) 防犯カメラ設置に係る契約書の写し
  - (5) 防犯カメラ設置及び運用規程
  - (6) その他市長が必要があると認める書類

第5号様式

船橋市防犯カメラ設置費補助金交付可否決定通知書

第 号  
年 月 日

所在地  
名称  
代表者氏名

様

船橋市長

年 月 日付けで申請のあった防犯カメラ設置費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する

(1) 交付決定額

円

(2) 交付の条件

2 交付しない

理由



第6号様式

船橋市防犯カメラ設置費補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長あて

所在地

名称

代表者氏名

電話番号

年 月 日付け 号により交付決定のあった防犯カメラ設置費補助金について、下記のとおり報告します。

記

交付額 円

確定申告により確定した防犯カメラ設置費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 円